

裾野市長委嘱基準(内規)

令和7年12月25日策定

裾野市は、市が区長を委嘱する基準(考え方)を内規として定める。

ただし、全ての区に対し、かつ毎年適用するわけではなく、何かしらの理由により区長の委嘱が滞った場合に適用する。

なお、この内規策定以前に以下の条件に該当する選出および推薦承認がされた者を市は追認しない。

I 基本の区長委嘱基準

原則として、区(自治組織)会則等に基づき成立した総会等において、被推薦者として承認を受けた者を市は区長として委嘱する。

ただし総会等が推薦提出期限までに行われない場合は、区長予定者を推薦することはできる。

また当該年度4月1日までに、区長予定者が未定、もしくは総会決議後でなければ決定しない等不確定な場合は、決定後に報告し、市はその後委嘱する。

【市への提出書類】推薦書(推薦者は区(自治組織)役員)、区(自治会)会則等に基づき作成された総会等の資料および議事録等

II 複数の推薦書が提出された場合の委嘱基準

市は推薦者に対して、被推薦者が区長として承認されたことが確認できる総会等資料の提出を求め、承認されたことを市が確認できた場合、当該被推薦者を区長に委嘱する。

ただし、被推薦者として承認されたことが不明確である場合は、区長として委嘱せず、改めて会則等に基づいた区長選出を依頼する。

【市への提出書類】推薦書(推薦者は区(自治組織)役員)、区(自治組織)会則、区(自治会)会則等に基づき作成された総会等の資料および議事録、区(自治組織)員名簿等

III 区(自治組織)会則等に基づく推薦が、何かしらの理由によりできない場合の委嘱基準

IIの手続を経ても区長被推薦者が決定しない場合、地方自治法第5章「直接請求(*1)」を参考に、以下の条件等を満たした区(自治組織)住民の署名が過半数以上収集できた者を区長として委嘱する。

ただし、自治会の長としての地位を認めるものではなく、裾野市長設置規則上の区長としての地位のみを有するものである。

◆用語定義

請求代表者：市が委嘱する区長への立候補者
署名収集者：請求代表者もしくは収集受任者
収集受任者：請求代表者から委任を受けた者
署名者：区に住民登録がある世帯の代表者

◆条件等

1 署名簿の作成

- ①署名簿には表紙(別紙1参照)を付ける
- ②署名簿には、請求代表者の氏名等が記載されている「請求代表者証明書(別紙2参照)」を綴ること(原本または写しあちらでも可)
- ③署名簿には、署名収集者(署名受任者)の氏名等が記載されている「委任状(別紙3参照)」を綴ること
- ④署名簿は分冊することは可。ただし各署名簿に①～③の資料を綴ること

2 署名(収集)方法

- ①署名者本人の直筆による。心身の故障により直筆できない場合は、署名者の条件を満たした住人が代筆することは可。ただし署名収集者が代筆することは不可
- ②署名は署名収集者が直接収集すること。それ以外が収集した場合は無効
- ③郵便、回覧、集会所等に備え付けられた署名簿による署名は無効。ただし、個別訪問での署名収集は可

3 署名収集期間

署名請求日から1か月以内

4 被推薦者

当該年度4月1日の住民基本台帳上の区内世帯数の過半数以上の推薦署名を受けた者

【提出資料】

上記条件を満たした署名簿

【直接請求制度とは(*1)】

住民が地方議会や首長に対して、一定数以上の署名を集めることで、「条例の制定・改廃」「議会の解散」「監査請求」「首長や議員の解職」などを自らの代表者(請求代表者)を通じて請求できる制度。これは、間接民主制に基づく地方自治を補完し、住民主導の意思実現を図るための直接民主制的手段とされている。